放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(運営基準)と区の考え方(福祉保健委員会提出版)

項目	国の基準の内容	基準の区分	区の考え方(子ども・ 子育て会議の意見)	備考
従事する 者	・「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条)であって、都道府県が実施する研修を受講した者とする。	従うべき	国の基準どおりとする。	
員数	・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。 ・20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。	従うべき	国の基準どおりとする。	現在、墨田区では、指定管理者募集要項で、定員20名に対して常勤職員1名の配置基準を既に設けており、全学童クラブの常勤職員は、「児童の遊びを指導する者」が配置されている。
6年生までの対応	※改正児童福祉法では、児童福祉法第6条の3第2項中、「おおむね 10 歳未満の児童」の文言が削除されることにより、小学生(6年生まで)が事業の対象範囲となる。ただし、国の基準では、6年生までの受け入れを義務化していない。		改正児童福祉法に基づき、事業範囲は小学6年生までとするが、現状の設備面及び待機児童が発生していることなどから、現行どおり1年生から3年生までの利用を優先し、4年生以降については、下障害等を考慮し区長が特に必要と認める場合の利用とする。	墨田区学童クラブ条例において、「1年生から3年生までに在籍している児童」「4年生以上の児童で、区長が特に必要があると認める者」となっている。
児童の集団の規模	・「児童の集団の規模」は、おおむね40人までとする。 ・「児童数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数 (=実利用人数)とする。	参酌すべき	国の基準どおりとする。	「児童数」の考え方を、ひと 月分の延べ利用者人数を 開館日数で除した1日の平 均利用者数とする。その結 果、墨田区の学童クラブに ついては「おおむね」の範 囲内(国はガイドラインで 1.3 倍程度と示す)となり、 国基準を準用しても現状の 定員を減員する必要はな い。

項目	国の基準の内容		基準の区分	区の考え方(子ども・子育て会議の意見)	備考
施設·設 備	専用室・専用スペース	利用しない児童との共用も可能とする。 ・児童1人当たりおおむね 1.65 ㎡以上を確保すること。 (一部国基準を満ていないクラブにては、それらが「お	国の基準どおりとする。 (一部国基準を満たしていないクラブについては、それらが「おおむね1.65 ㎡」の範囲内と	平均利用者数としており、 墨田区のほとんどのクラブ は国基準を満たしている。	
	その他・静養スペ ースを設けること	・静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすること。		なるよう調整していく。)	
開所日 数、開所 時間		原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。 73時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、事	参酌すべき	国の基準どおりとする。	開所日数は平成25年度は16室294日(土曜含む。)、17室244日、平成24年度は全室245日、平成23年度は全室244日であった。開所時間については国基準を満たしている。
非常災害 対策	とともに、非常災害に	火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける 対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意 なければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_
虐待等の 禁止		、児童福祉法第33条の 10 各号に掲げる行為その他 「害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施 :関する基準より)	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_
秘密の保 持に関す ること		の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし 福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_
保護者と の連絡	・保護者と密接な連絡得られるよう努めなけ	各を取り、支援の内容等について保護者の理解と協力を ればならない。	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_
小学校等 との連携	・区、児童福祉施設、 当たらなければならな	利用者の通学する小学校等と密接に連携して支援によい。	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_
事故発生 時の対応		方止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアル がが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。(放 ラインより)	参酌すべき	国の基準どおりとする。	_